

#### (一時預かりボランティアの登録要件)

- 1 一時預かりボランティア登録を申請する広域振興局の保健福祉環境部等の管内に在住する20歳以上であること。
- 2 動物の一時預かりについて、住居や周辺環境の制限がないこと。
- 3 動物の一時預かりを行う場所は、次の要件を満たすこと。
  - (1) 一時預かりの実施に十分なスペースがあること。
  - (2) ケージ等を洗浄するための給排水・洗浄設備があること。
  - (3) 屋内で飼育する場合は、空調設備があり、室内温度を一定に保つことができること。(猫の一時預かりは屋内飼養に限る。)
  - (4) 動物の種類等に応じた逸走防止措置が講じられていること。
- 4 動物を一時的に飼育することについて、同居人全員の同意を得ていること。
- 5 同居人に動物アレルギーの者がいないこと。(同居人に動物アレルギーの者がいる場合は、飼育の方法等により対処できること。)
- 6 動物の適正な飼育管理に必要な適当な時間を確保できること。
- 7 動物を自家用車等で送迎することができること。
- 8 現に犬を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
  - (1) 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射等を実施していること。
  - (2) 繁殖制限措置を講じていること。
  - (3) 疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
  - (4) 感染性の病気にかかっていることが疑われないこと。
  - (5) 飼育している犬と一時預かりを行う動物を分けて飼育できること。なお、分けて飼育できない場合は、感染症等のリスクを承知すること。
- 9 現に猫を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
  - (1) 室内のみで飼育していること。
  - (2) 繁殖制限措置を講じていること。
  - (3) 疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
  - (4) 感染性の病気(猫エイズ、猫白血病など)にかかっていることが疑われないこと。
  - (5) 飼育している猫と一時預かりを行う動物を分けて飼育できること。なお、分けて飼育できない場合は、感染症(猫エイズ、猫白血病など)等のリスクを承知すること。
- 10 次に掲げる事項について誓約できること。
  - (1) 動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等の法令に定められた事項を遵守すること。
  - (2) 一時預かりする動物を善良な注意をもって誠実に管理し、事故、疾病、失踪、死亡、損傷その他不測の事態が生じた場合は、速やかに一時預かりの依頼を受けた広域振興局保健福祉環境部(保健所)に連絡すること。
  - (3) 一時預かり中の動物に関する事故について、県に対し、一切、責任、賠償を求めないこと。

- (4) 預かった動物の飼育にかかる費用について、自己負担が生じることを了承すること。
- (5) 一時預かり動物に対し動物病院等で処置（検査、治療、投薬等）を行う場合、別に定める範囲内で県が負担するものを除き、原則として、一時預かりボランティアの負担とすること。
- (6) 一時預かりした動物を営利や広告等に利用しないこと。
- (7) 動物の一時預かりに当たって知り得た情報は、他人に漏らさないこと。
- (8) 動物の一時預かり終了後、対象動物に対して行われた行為について、県に対し、異議を申し立てないこと。
- (9) 一時預かり中の動物は、県の許可なく第三者へ譲り渡さないこと。
- (10) 一時預かり期間の満了後及び期間内に一時預かりの依頼を受けた広域振興局の保健福祉環境部等の長から指示があった場合は、速やかに動物を返還するとともに、支給した物資のうち消耗品以外及び使用しなかった飼料等について併せて返却すること。
- (11) 動物の一時預かりに関し、県から指示があった場合は、それに従うこと。